

軽自動車税環境性能割の概要

| | |
|----------|---|
| 1. 課税団体 | 市町村 ※ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う |
| 2. 課税客体 | 三輪以上の軽自動車の取得（特殊自動車を除く） |
| 3. 納税義務者 | 軽自動車の取得者 |
| 4. 課税標準 | 軽自動車の通常の取得価額 ※その他バリアフリー自動車や先進安全装置を備えたバス・トラックについての課税標準の特例等あり |
| 5. 税率 | 0～2%（環境性能等に応じて税率が決定） ※令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する |
| 6. 免税点 | 50万円 |
| 7. 徴収方法 | 申告納付 |
| 8. 沿革 | 令和元年 消費税率10%への引上げ（令和元年10月）に伴い環境性能割の創設 |